

## 質問書回答

2018年8月13日

「(案件名) 」2018年度案件別外部事後評価:パッケージⅢ-5(ツバル、ベトナム、ミクロネシア)  
(公示日:2018年8月1日/公示番号:180236)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	24 ページ、「第 2 業務の目的・内容に関する事項」、(5)	フィジー事務所でTV会議を実施する場合、現地調査補助員 1 名の同行も可とし、旅費(航空運賃・日当宿泊)について契約内に含めるとのことですが、実施機関関係者については契約に含めず支払いはフィジー事務所でご担当頂けるという理解で宜しいでしょうか。	業務指示書に記載した「それらの旅費」とは、実施機関関係者と現地調査補助員双方の旅費を指します。従いまして、実施機関関係者の旅費についても契約に計上し、必要な手続きを行っていただく必要があります。

以上